

伊勢市と三井住友海上火災保険株式会社との
包括連携に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、協定を締結する。

第1条（目的）

甲および乙は、相互の連携を強化し、地域の活性化および市民サービスの向上を図ることを目的とする。

第2条（連携事項）

1. 甲および乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- (1) 環境保全に関すること
- (2) スポーツ振興に関すること
- (3) 防災・減災に関すること
- (4) その他、地域の活性化および住民サービスの向上に関すること

2. 甲および乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法および費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。

3. 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。

第3条（守秘義務）

1. 甲および乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、または相手方から受領後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、または相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 法令により開示を求められたもの

2. 甲および乙は、本協定が第4条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

第4条（有効期間）

1. 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲および乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

2. 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

第5条（協議）

本協定に定めない事項および本協定の解釈または履行につき疑義を生じた場合は、甲および乙にて誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲および乙が署名のうえ、各自1通を保有する。

令和8年3月25日

三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号
伊勢市

伊勢市長

鈴木健一

三重県四日市市浜田町4番20
三井住友海上火災保険株式会社

三重支店 三重支店長

藤山高志